

2026 年 6 月 9 日

各 位

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

株式会社 ATRA に対する議決権行使禁止の仮処分の申立ての結果に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 2 日付「株式会社 ATRA に対する議決権行使禁止の仮処分の申立ての認容に関するお知らせ」（お知らせ）のとおり、東京地方裁判所に対して、株主である野村絢氏（野村氏）、株式会社エスグラントコーポレーション（エスグラント）及び株式会社 ATRA（ATRA）による当社の第 85 回定時株主総会（本定時株主総会）における議決権行使の禁止を求める仮処分の申立て（本申立て）を行っておりました。

本申立て後、野村氏及びエスグラントについては、本定時株主総会において議決権行使を行わないことで合意が成立しました。しかし、合意が成立しなかった ATRA については、お知らせのとおり、2026 年 6 月 2 日付で、東京地方裁判所は本申立てを認容し、本定時株主総会における ATRA の議決権行使を禁止する旨の決定（本認容決定）をしました。

これに対して、ATRA が東京地方裁判所に対して本認容決定に対する保全異議の申立てを行い、その後、同裁判所において、審理が継続しておりました。

当該審理において、ATRA は野村氏及びエスグラントと同様に、①本定時株主総会において議決権を行使しないこと、及び②仮に議決権を行使した場合には、当社がこれを拒絶し、決議に算入しないことについて異議がないことを誓約しました。

その旨が裁判所の調書に記載されたことを受けて、当社は、本申立てを取り下げることとしましたので、お知らせいたします。

当社としては、本定時株主総会において、ATRA についても、本応募契約（2026 年 2 月 3 日付で野村氏、エスグラント、株式会社シティインデックスファースト、株式会社レノ及び村上世彰氏との間で締結した、ToSTNeT-3 を通じた当社による自己株式取得に応募する旨の応募契約）の効果が及び、当社として ATRA の議決権行使を拒絶できるという立場にあり、その点については、本認容決定においても是認されたところです。

以上のとおり、野村氏及びエスグラントと同様に、ATRA との間でもかかる当社の立場が認められる形で決着したことから、本申立ての取下げに応じたものです。

以 上